

これで安心!

外国税額控除の仕組みがよくわかる!  
申告書も迷わず作成できる!

図解と設例で理解する!

# 外国税額控除の仕組みと 実務上の留意点

山内克巳〔著〕

A5判・432頁

定価 本体4,600円+税



図解と設例で理解する!

## 外国税額控除 の仕組みと 実務上の留意点

山内克巳



第一法規

### 本書の特色

「図解」や「設例」を豊富に用いて複雑な外国税額控除の仕組みや計算プロセスをわかりやすく解説した実務参考書。

具体的な設定に基づく申告書記載例と記載のポイントを、実務の流れに沿って紹介!

連結納税制度における外国税額控除についても詳しく解説!



第一法規

東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560  
<https://www.daiichihoki.co.jp>

Tel. 0120-203-694  
Fax. 0120-302-640

# 実務上のポイントと申告書作成の流れをこの一冊で!

## 目次

### 第1章 総則

- 1 国際的三重課税の排除措置(外国税額控除の意義)と我が国の選択した制度の概要
- 2 我が国の外国税額控除制度の沿革

### 第2章 内国法人における一般的な外国税額控除

- 1 外国税額控除の3形態及び損金算入との選択
- 2 地方法人税及び地方税を含めた外国税額控除制度の概要
- 3 外国法人税の意義
- 4 外国税額控除の適用及び控除の時期
- 5 控除対象外国法人税額の意義等
- 6 控除限度額の計算方法
- 7 具体的な外国法人税の控除額の計算
- 8 外国税額控除を選択した場合の外国税額の所得調整等

### 第3章 みなし納付外国税額控除制度(Tax Sparring Credit)

- 1 みなし納付外国税額控除の意義
- 2 みなし納付外国税額の計算
- 3 みなし納付外国税額控除が適用される場合の控除対象外国法人税額の計算

### 第4章 外国税額控除の申告及び諸手続等

- 1 法人税法第69条第1項(原則控除)の適用手続等
- 2 法人税法第69条第2項又は第3項(繰越控除)の適用手続等
- 3 みなし納付外国税額控除の適用手続等
- 4 確定申告書等の添付書類
- 5 明細書、タックスレシート等以外の添付・保存書類
- 6 外国法人税額の控除の順序及び還付等
- 7 文書化

### 第5章 連結納税制度を選択した場合の外国税額控除

- 1 外国税額控除制度の趣旨・概要
- 2 連結納税制度における外国税額控除(各論)

### 第6章 外国子会社合算税制等における外国税額控除

- 1 外国子会社合算税制における外国税額控除
- 2 コーポレート・インバージョン対策合算税制における外国税額控除
- 3 確定申告書への計算明細の記載及び関係書類の添付・保存等

### 第7章 分配時調整外国税相当額の控除

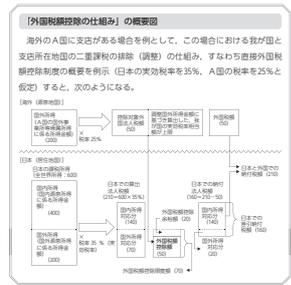
- 1 分配時調整外国税相当額の控除制度の創設
- 2 集団投資信託の収益の分配に係る分配時調整外国税相当額の控除
- 3 特定目的会社等に係る分配時調整外国税相当額の控除

### 第8章 個別事例に基づく申告書別表の記載例

- 記載事例1 別表六(五)(利子等に係る控除対象外国法人税額に関する明細書)の記載例
- 記載事例2 別表十七(三の十一)(外国関係会社の課税対象金額等に係る控除対象外国法人税額の計算に関する明細書)の記載例
- 記載事例3 別表六(四)(控除対象外国法人税額に関する明細書)の記載例
- 記載事例4 別表六(三)付表一(地方税の控除限度額の計算の特例に関する明細書)の記載例
- 記載事例5 別表六(三)(外国税額の繰越控除余額又は繰越限度超過額等の計算に関する明細書)の記載例
- 記載事例6 別表六(二の二)(当期の控除対象外国法人税額に関する明細書)の記載例
- 記載事例7 別表六(二)付表三(国外事業所等帰属資本相当額の計算に関する明細書)の記載例
- 記載事例8 別表六(二)付表二(国外事業所等に帰せられるべき資本に対応する負債の利子の損金不算入額の計算及び銀行等の資本に係る負債の利子の損金算入額の計算に関する明細書)の記載例
- 記載事例9 別表六(二)付表一(国外事業所等帰属所得に係る所得の金額の計算に関する明細書)の記載例
- 記載事例10 別表六(二)(内国法人の外国税額の控除に関する明細書)の記載例

[参考: 関連する申告書の記載事例]

### 参考資料



### (2) 外国税額の損金算入との選択

(1) 基本的な取扱い

記載事例5 別表六(三)(外国税額の繰越控除余額又は繰越限度超過額等の計算に関する明細書)の記載例

この明細書は、内国法人が法第69条第2項、第3項若しくは第13項(外国税額の控除)の規定の適用を受けながら記載する。

別表六(三) 外国税額の繰越控除余額又は繰越限度超過額等の計算に関する明細書

この法人の所属等の名称、法人税額

事務所の名称

本店(東京都中央区日本橋一丁目) 支店(東京都千代田区千代田)

別表六(二の二)の計算(当期)の金額が16,291,577円である。

### (3) 今後の動向等

令和元年12月10日付で公表された与党の「令和2年度税制改正大綱」及び令和元年12月30日付で閣議決定された政府の「令和2年度税制改正大綱」によると、「連結納税制度(グループ全体を一納税主体、一体のものとして扱う制度)」について、これを「グループ通算制度」(通算グループ内の各法人の個別申告方式を基本とした新たな納税)に改組するということが令和2年度の改正事項とされている。

しかしながら、この制度の改組後においても、従来の連結納税制度下に

詳細・お申し込みはコチラ

<クレジットカードでもお支払いいただけます>

第一法規 外国税額控除

検索

## 申込書 (第一法規刊)

### 図解と設例で理解する! 外国税額控除の仕組みと実務上の留意点

●定価 5,060円(本体4,600円) [コード071266]

\*弊社宛直接お申し込みいただく場合、一回のご注文でお届け先が一箇所、お買い上げ合計金額5,000円(税込)以上のご注文は、国内配送料サービスといたします。また、お買い上げ合計金額5,000円(税込)未満のご注文については、国内配送料550円(税込)にてお届けいたします。

\*消費税は申込日時時の適用税率に依ります。

◎上記のとおり申し込みます。代金については、次に示す方法にて支払います。

\*現在、弊社とお取引のないお客様につきましては、代金引換にてお支払いをお願い申し上げます。

(いずれかを✓で選択ください。)  代金引換により支払います。  現品到着後請求書により支払います。

*代金引換手数料について 一回あたりご購入金額 (商品の税込価格+送料)の合計が	1万円以下の場合、300円+税 3万円以下の場合、400円+税 10万円以下の場合、600円+税	*送料・代引手数料を含む合計金額は、商品のお届け時に配送業者 に現金でお支払いください。その際、クレジットカードはご利用い ただけません。
--	--	---

年 月 日

ご住所

事務所名

公用  
 私人

フリガナ  
ご氏名

TEL

E-mail

### お客様の個人情報の 取扱いについて

お客様より預かりした個人情報は、納品や請求書等の発送・アフターサービス、弊社製品・サービスのご案内などの目的のために利用させていただきます。また、お客様の個人情報は、弊社ホームページに掲載のプライバシーポリシーに基づき適切に取り扱います。なお、個人情報についての照会、修正・削除・利用停止を希望される場合、その他お問い合わせにつきましては、お問合せフォーム(https://www.daiichihokki.co.jp/support/contact/contact.php)からフリーダイヤルにてご連絡ください。フリーダイヤル TEL.0120-203-696 FAX.0120-202-974

### 取扱い

この申込書は、ハガキに貼るか、このままFAXで下記宛お送りください。

### ■宛先

〒107-8560  
東京都港区南青山2-11-17  
第一法規株式会社  
FAX.0120-302-640

書店印